

## 北海道支部選挙管理委員会内規

第1条 本規定は、一般社団法人日本音楽療法学会 北海道支部(以下支部)の役員選挙規定に基づき支部役員選挙の際の選挙管理委員会のあり方について規定する。

第2条 選挙管理委員会(以下委員会)は、評議員会が正会員の中から委嘱する委員長1名、委員2名により構成される。選挙管理委員会は正会員より開票立会人若干名を選出する。

第3条 委員会は、北海道支部役員選挙規定に基づき選挙を実施する。

第4条 当選人の決定は、以下の規則にしたがうものとする。

1. 評議員は、有効投票の最多数の得票者から順に上位10名を当選人とする。
2. 評議員の当落の境界に同数の得票者があり、定数をこえる時は、委員会が抽選で選ぶ。
3. 当選人の決定に関して疑惑が生じた場合は、その都度委員会において決定する。

第5条 開票後、委員会は当選人に当選の旨をすみやかに通知する。また選挙管理委員長は評議員会に対して以下の報告書を提出する。

1. 投票締切日、開票日時と場所
2. 有権者総数、有効投票人数、無効投票人数、有効記名数
3. 当選人の氏名、得票数の一覧表

委員会の任務は、当選人への通知と評議員会への報告書提出をもって終わりとする。

2003年5月31日 支部総会承認

2023年6月5日一部改正 支部総会承認